(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18 年政令第 10 号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)及び一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例(令和 2 年条例第 52 号)に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者(以下、「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

- 第2条 法第36条第1項、第38条第1項及び第51条の19第1項の規定による指定の申請 並びに法第41条第1項及び第51条の21第1項の規定による更新の申請は、指定障害福祉 サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定(更新)申請書(様 式第1号)により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、指定又は更新をしたときは指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者指定(更新)通知書により通知するものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定 を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所 に掲示するものとする。

(変更の申請)

- 第3条 法第37条第1項及び第39条第1項の規定による変更の申請は、指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設変更指定申請書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の変更をしたときは指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設指定変更通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第46条並びに法第51条の25第1項及び第2項の規定による届出は、変更に係る ものにあっては指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事 業者指定変更届出書(様式第3号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっ ては指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者廃止・休止・再開届出書(様 式第4号)により、それぞれ行うものとする。

(指定障害者支援施設の指定の辞退)

第5条 法第47条の規定による指定の辞退は、指定障害者支援施設指定辞退届(様式第5号)

により行うものとする。

(公示)

- 第6条 市長は、法第51条及び第51条の30第1項の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。
 - (1) 指定等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - (3) 指定等の年月日
 - (4) 指定等に係る事業の種類
 - (5) 事業の主たる対象者
 - (6) 事業所番号

(帳票)

第7条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、別表に定めるとおりとし、その様式は、 当該事務を所管する部長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に規定するもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 市長は、この要綱の施行の日前においても、指定障害福祉サービス事業者等の指定等に 関し必要な業務を行うことができる。

別表(第7条関係)

帳票番号	帳票の名称
様式第1号	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事
	業者指定(更新)申請書
様式第2号	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設変更指定申請書
様式第3号	指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事
	業者変更届出書
様式第4号	指定障害福祉サービス事業者・指定一般相談支援事業者廃止・休止・再開
	届出書
様式第5号	指定障害者支援施設指定辞退届